

取引開始基準

当社では、次に掲げる条件の全てを満たすお客さまに限り、原則として当社サービスをご利用いただけます。条件に満たない場合には、取引開始・取引継続のご希望に添いかねることがありますのであらかじめご了承ください。ただし、条件を満たしている場合であっても、その他当社がふさわしくないと判断した場合には、口座開設・取引継続等のご希望に添えないことがありますので併せてご了承ください。なお、ご希望に添えない場合でも、その理由については開示いたしません。

■ 個人のお客さまの場合

- ・ お客さまの年齢が満 20 歳以上、満 70 歳未満であること
 - ・ 日本国内に居住していること
 - ・ 米国納税義務者に該当しないこと
 - ・ 外国 PEPs に該当しないこと
 - ・ 年収及び保有する金融資産が 500 万円以上であること
 - ・ 在留者に該当する場合、在留資格が 1 年以上の在留期間で、残り期間が 3 か月以上を有し、かつ外交・公用・短期滞在以外の資格であること
 - ・ 口座の開設およびサービスのご利用にあたり、各種書面の電子交付に同意いただけること
 - ・ 取引にかかる法令その他諸規則、当社の定める利用規約をはじめとする各種規約、ルール等を理解し同意いただけること
 - ・ 口座開設時および定期的な取引確認時等において、当社が要求する各種書類の提出および質問事項への回答に同意いただけること
 - ・ 常時連絡可能なお客さまご自身のメールアドレスをお持ちであること（他の方と共通のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）
 - ・ 当社から常時連絡可能な携帯電話または固定電話をお持ちであること
 - ・ インターネットの利用環境が整っていること
 - ・ お客さまご自身の名義で国内の銀行口座をお持ちであること
 - ・ 適宜、当社ウェブページに掲載しているお知らせをご確認いただけること
 - ・ お客さまご自身で電話を通じて取引の注文が行えること
 - ・ お客さまご自身で PC やスマートフォンを操作の上、自らのご意思で確認・管理等が行えること
 - ・ お客さまご自身の判断と責任により取引を行うことができること
 - ・ 暗号資産取引におけるリスクについて十分に理解されていること
 - ・ お客さまご自身が反社会的勢力等でないことを表明し、保証し、誓約すること
- ※「反社会的勢力」、「反社会的行為」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が認めたものを含みます。

- ・ 当社が定める「取引開始基準」における取引制限基準に該当していないこと
- ・ その他当社が定める基準を満たしていること
- ・ 上記に関して虚偽の申告、またはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引の停止や口座解約がなされたとしても異議申立てを行わず、それにより損害が生じた場合でも全て自らの責任とすること

■ 法人のお客さま

- ・ 法人における取引担当者の年齢が満 20 歳以上、満 70 歳未満であること
 - ・ 日本国内に本店が商業登記されており、かつ取引担当者が日本国内に居住していること
 - ・ 代表者、取引担当者及び実質的支配者が米国納税義務者に該当しないこと
 - ・ 実質的支配者が外国 PEPs に該当しないこと
 - ・ 資本金（若しくは出資金）又は、金融資産が 500 万円以上であること
 - ・ 法人における取引担当者在留者に該当する場合、在留資格が 1 年以上の在留期間で、残り期間が 3 か月以上を有し、かつ外交・公用・短期滞在以外の資格であること
 - ・ 口座の開設およびサービスのご利用にあたり、各種書面の電子交付に同意いただけること
 - ・ 取引にかかる法令その他諸規則、当社が定める利用規約をはじめとする各種規約、ルール等を理解し同意いただけること
 - ・ 口座開設時および定期的な取引確認時等において、当社が要求する各種書類の提出および質問事項への回答に同意いただけること
 - ・ 常時連絡可能なお客さまご自身のメールアドレスをお持ちであること（他の方と共通のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません）
 - ・ 当社から常時連絡可能な携帯電話または固定電話をお持ちであること
 - ・ インターネットの利用環境が整っていること
 - ・ 法人の名義で国内の銀行口座をお持ちであること
 - ・ 適宜、当社ウェブページに掲載しているお知らせをご確認いただけること
 - ・ 法人における取引担当者ご自身で電話を通じて取引の注文が行えること
 - ・ 法人における取引担当者ご自身ご自身で PC やスマートフォンを操作の上、自らのご意思で確認・管理等が行えること
 - ・ 法人における取引担当者ご自身の判断と責任により取引を行うことができること
 - ・ 暗号資産取引におけるリスクについて十分に理解されていること
 - ・ 自らが反社会的勢力等でないことを表明し、保証し、誓約すること
 - ・ 法人、代表者、取引担当者及び実質的支配者が反社会的勢力等に該当しないこと
- ※「反社会的勢力」、「反社会的行為」には、法令規則その他の事情に鑑み、当社が認めたものを含みます。

- ・ 当社が定める「取引開始基準」における取引制限基準に該当していないこと
- ・ その他当社が定める基準を満たしていること
- ・ 上記に関して虚偽の申告、またはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引の停止や口座解約がなされたとしても異議申立てを行わず、それにより損害が生じた場合でも全て自らの責任とすること

以上

2021年9月13日
東京ハッシュ株式会社